

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第30号

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則(昭和47年香川県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税免除申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定により知事に申請書を提出する者は、 <u>香川県県税事務所</u> の長を経由してしなければならない。	(課税免除申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定により知事に申請書を提出する者は、 <u>課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u> の長を経由してしなければならない。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則(平成5年香川県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定により知事に提出する申請書は、 <u>香川県県税事務所</u> の長を経由しなければならない。	(申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定により知事に提出する申請書は、 <u>課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u> の長を経由しなければならない。

(香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則(平成11年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(申請書の提出) 第3条 条例第3条の規定により知事に申請書を提出する者は、 <u>香川県県税事務所</u> の長を経由してなければならない。	(申請書の提出) 第3条 条例第3条の規定により知事に申請書を提出する者は、 <u>課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u> の長を経由してなければならない。

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則(平成12年香川県規則第138号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、<u>香川県県税事務所</u>の長を経由してしなければならない。</p>	<p>(申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、<u>課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u>の長を経由してしなければならない。</p>

(香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則(平成14年香川県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、<u>香川県県税事務所</u>の長を経由してしなければならない。</p>	<p>(申請書の提出) 第3条 条例第4条の規定による申請書の提出は、<u>課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u>の長を経由してしなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。